

一般社団法人 金沢レインボープライド

定 款

令和3年6月26日 作 成

# 一般社団法人金沢レインボープライド 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人金沢レインボープライド と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、金沢をはじめとする北陸エリア一帯におけるLGBTQ+（セクシュアルマイノリティ）への正しい理解とジェンダー平等の促進を通じ、金沢および北陸一帯が、誰もが安心して暮らせる多様性を認めあう地域となることを目指し、その目的に資するため、以下の事業を行う。

- (1) LGBTQ+当事者および支援者（アライ）間の交流支援ならびに場づくり
- (2) 関係する国内外の団体および各行政機関との交流ならびに提言
- (3) 金沢SDGsに掲げるまちづくりの調査、研究、実践支援およびコンサルティング
- (4) 多様性教育の普及促進および展開ならびに教育現場・教育行政への支援
- (5) 上記に係る情報発信、調査研究、勉強会並びにイベントの企画および開催
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人に以下の機関を置く。

- (1) 社員総会
- (2) 理事

## 第2章 社 員

(社員及び会員)

第6条 当法人の会員は次の2種とし、当法人の正会員となる者は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に定める社員となるものとする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 当法人の成立後会員となるには、当法人所定の入社申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第8条 社員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(退 会)

第9条 社員及び会員は、いつでも退社することができる。但し、2か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 1年以上会費を滞納したとき。

(2) 退社したとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総社員の同意があったとき。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(開催)

第 13 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 2 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日の 3 日前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第 15 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第 16 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が複数名いるとき及び代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に保管する。

## 第 4 章 役 員

(役員)

第 19 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 1 名以上

2 理事は、社員総会の決議によって選任する。

3 代表理事は、社員総会の決議によって選定する。

(任期)

第 20 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 増員若しくは任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、それぞれ他の理事若しくは前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務、権限、責任)

第 21 条 理事は、法令及び本定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。複数名いるときは、それぞれ当法人を代表し、共同してその業務を統括する。

3 理事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、一般法人法第 112 条及び第 113 条の規定に該当するときはこの限りでない。

4 理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該理事は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

5 理事が一般法人法第 117 条第 2 項第 1 号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

6 理事が当法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の理事も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 22 条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき。

(3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(理事の報告義務)

第 23 条 理事は、当法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員に報告しなければならない。

(解任)

第 24 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第 5 章 基金

(基金の募集)

第 26 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 基金の募集、募集事項、申込み、割当て及び財産の拠出等の手続については、社員総会の決議による決定により、募集の都度、これを定めるものとする。但し、申込み及び割当ての手続きについては、基金を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、これを不要とする。

(基金の拠出者の権利)

第 27 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還)

第 28 条 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会の決議によって行う。

- 2 返還する基金の総額については、一般法人法第 141 条第 2 項の規定に従うものとする。
- 3 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。
- 4 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。
- 5 前項の代替基金は、取り崩すことができない。
- 6 基金の拠出者は、当法人の社員総会の決議による事前の承諾のない限り、基金の返還に係る債権の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、または引き受けさせてはならない。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 30 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 31 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（剰余金の不分配）

第 32 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第 33 条 本定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第 34 条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第 35 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 8 章 附 則

（最初の事業年度）

第 36 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 4 年 6 月 3 0 日までとする。

（設立時の役員）

第 37 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 松中権

設立時理事 フーン シェ リン (Hoon Sher Lin)

設立時理事 岩本健良

設立時理事 直海千夏

設立時理事 植田幸代

設立時理事 永井三岐子

東京都渋谷区神宮前二丁目 3 3 番 1 8 号

設立時代表理事 松中権

石川県野々市市太平寺三丁目3番地

設立時代表理事 フーン シェ リン (Hoon Sher Lin)

(設立時社員の氏名及び住所)

第38条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都渋谷区神宮前二丁目3番18号

設立時社員 松中権

石川県野々市市太平寺三丁目3番地

設立時社員 直海千夏

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人金沢レインボープライドの設立に際し、設立時社員 松中権ほか1名の定款作成代理人である司法書士 阿部文香は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和3年6月26日

設立時社員 松中権

同 直海千夏

上記設立時社員定款作成代理人

東京都渋谷区宇田川町12番3号

司法書士 阿部文香

